

総会前理事会決議事項の報告

イ. 平成25年度事業計画と収支予算

【平成25年度事業計画】

平成25年度も定款第4条（事業）に従い、引き続き高圧ガスの自主的な活動を促進し、公共の安全と災害防止を図るため、会員事業所の自主保安意識の高揚、保安対策の徹底、消費先の安全対策の推進などを目的として、主として以下の事業を推進してまいります。

1. 継続事業（情報提供、専門部会、実験委員会、大阪府高圧ガス地域防災協議会並びに近畿高圧ガス地域防災協議会連合会からの受託事業）

(1) 高圧ガスの保安に関する諸施策の周知、情報の提供

中部近畿産業保安監督部近畿支部、大阪府、府下消防局、高圧ガス保安協会等より高圧ガスの保安に関する通知を受信した場合、直ちにその情報を配布し、周知徹底を図ると共に、諸資料を整備し、一般にも閲覧に供します。

(2) 技術相談窓口業務の実施

高圧ガス関係事業所等よりの高圧ガスに係る技術相談に、適切に対応いたします。

①高圧ガス保安法令関係の相談

②高圧ガス法令に基づく許認可手続きの相談

- ・高圧ガス製造許可申請等の手続きに関する相談
- ・高圧ガスの消費及び移動に関する相談
- ・大臣認定試験者に関する相談

③高圧ガス製造保安責任者等試験に関する相談

④放置容器など所有者不明容器に関する相談及び容器管理委員会への連絡

⑤その他高圧ガス技術関係の相談

(3) 高圧ガス保安管理技術に関する調査、研究（専門部会・実験委員会）

定款施行細則で定められた技術専門部会を主体にして、24年間にわたり、18テーマの各種の実験、調査、研究を行ってきました。平成25年度は、昨年引き続き「大気中のガスの流動と滞留」を実施します。また、これまでの実験委員会の成果は、その都度「安全ニュース」誌上にて公表してまいりましたが、会員外よりも頒布の要請が多く届いておりますので、別途「技術情報」として一括して取り纏め公開しております。

(4) 大阪府高圧ガス地域防災協議会からの受託業務

当該協議会は大阪府下における地域防災体制を確立し、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、消費、移動に係る災害の発生、又は拡大の防止のため、会員相互の応援活動を主体としており、本協会が受託する業務の概要は、次の通りであります。

①地域内において発生した高圧ガス事故の応援活動に関して、指定防災事業所への応援出動要請、出動報告書の処理

②高圧ガス防災訓練、防災研修会の企画、実施

③防災事業所リストの作成、配布

④応援活動に伴う災害補償の保険に関する事項

⑤当該協会の法人事業

(5) 近畿高圧ガス地域防災協議会連合会からの受託業務

当該連合会は、近畿経済産業局管轄内の各府県高圧ガス地域防災協議会の連合体として、管轄内の地域防災体制を確立し、高圧ガスの移動、その他に係る災害の発生又は拡大の防止を目的とした団体であります。本協会は、当該連合会並びに、管轄内の各地域防災協議会間の連絡、調整、情報交換、防災事業所リストの作成、配布、事故発生時の相互援助協定の締結、当該連合会の法人事業等の業務を受託します。

2. 事業－1（高圧ガスに関する保安教育実施を目的とする図書出版講習事業）

(1) 講習会、研修会、見学研修会等の開催

大阪府政策企画部危機管理室担当官、保安3法事務連携機構おおさか担当官、学識経験者及び会員事業所の専門技術者等を講師として、一般消費者を含む高圧ガス関係者を対象に保安講習会、研修会、工場見学研修会を実施いたします。

高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費等に従事する者の知識向上、事故発生の未然防止、万一事故が発生した場合に適切な処置による被害拡大の防止、並びに高圧ガス保安教育担当の人材育成を図ってまいります。

(2) 参考図書等の発行、配布、斡旋

高圧ガス保安法にかかわる関係政省令等は、年々必要に応じ、こまめに改正されます。従って、協会発行の各図書の内容を、その都度専門部会で見直し、大阪府政策企画部危機管理室保安対策課の指導により改訂版或いは修正表を発行してまいりました。本年度も昨年の「高圧ガス必携」同様、保安法関係の改正動向に対応し、「高圧ガス自主保安ガイドライン」改訂版の作成、増刷を行い、講習会のテキストとして使用し、又、一般にも参考図書として提供します。

3. 事業－2（試験部会事業）

高圧ガス保安協会大阪府試験事務所より試験業務の受託機関として、当協会の試験部会が窓口となり、一般社団法人大阪府LPガス協会、大阪府冷凍設備保安協会とともに運営します。

平成25年度も、次の通り試験事務を受託します。

①試験実施日（筆記試験）平成25年11月10日（日）

（技能試験）平成25年12月1日（日）

②試験場所（筆記試験）大阪府立大学（堺市）

（技能試験）大阪府立南大阪高等職業技術専門学校（和泉市）

③試験の種類 乙種化学 丙種化学（液石） 丙種化学（特別） 乙種機械 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械 第一種販売 第二種販売 液化石油ガス設備士

④受験者数（筆記試験）約2,700名（予定）

（技能試験）約50名（液化石油ガス設備士に限る）（予定）

なお、昨年度の電子出願比率は、80%となっています。

4. 法人事業（総会、理事会、幹事会、府及び関係団体との連携、及び管理業務）

協会内行事並びに諸会合は、本定時総会の他、次の通り開催を予定しています。

①平成25年度年末臨時総会 平成25年12月12日（木）

場所：天王寺都ホテル

②諸会合

・理事会 3回 ・幹事会 5回 ・会報編集委員会 2回

参考：協会の出版物の例

①高圧ガス製造許可申請等の手引	追補年月	平成22年6月
高圧ガス保安法で、危険性が大きいとして規制している高圧ガスの製造施設、貯蔵所、特定高圧ガス消費施設等に関する許認可申請の正しい方法を知ってもらうと共に、高圧ガス関係事業所の自主保安の推進に寄与できるように編集してあります。		
②高圧ガス製造施設完成検査の手引	改訂年月	平成22年3月
高圧ガス設備は、工事完了後に原則として完成検査を受検するが、この完成検査を適正、かつ円滑に実施するため、その概要、申請手続き、検査方法・基準等についてまとめたもので、完成検査業務の指針となります。		
③高圧ガス製造施設保安検査の手引	改訂年月	平成20年6月
第一種製造者は、原則として年1回保安検査を受検することとなっているが、この保安検査について理解を深め、円滑に実施するために、その概要、申請手続き、事業所の受検体制等について収録すると共に、検査報告書各様式と記載内容をまとめたものです。		
④高圧ガス安全アラカルト	改訂年月	平成21年1月
最近の事故原因は、高圧ガス設備の材料劣化や設計ミスというハード面よりは、日常点検の不備・誤操作など保安管理や運転管理面でのヒューマンエラーが多く見られる。本書は、保安教育や防災訓練等のマンネリ化を防ぐため、創意工夫された保安教育実施例や点検方法等を紹介したものです。		
⑤高圧ガス必携	改訂年月	平成22年9月
高圧ガスは、工業用・家庭用燃料としての利用にとどまらず、半導体や超電導分野、更には医療用など広範囲に利用されているが、その取扱いを一步誤ると、周辺住民をも巻き込む惨事につながる恐れがあります。本書は、高圧ガスの取扱いに初めて従事する者に、必要な知識を習得してもらうため、高圧ガス保安法の概要、法規各論、各種高圧ガスの知識等、基礎的な事項をまとめたものです。		
⑥高圧ガス自主保安ガイドライン	改訂年月	平成24年8月
平成12年4月に発行した本書は、大阪府生活文化部保安対策課作成の「高圧ガス自主保安活動」を収録して、自主保安活動の意義をわかり易く解説し、その普及と保安意識の浸透に寄与すると共に、高圧ガス取扱いのガス別、様態別に保安管理規程、設備の運転や非常時のマニュアル等の具体例を盛り込んでいます。 本書を活用することで、高圧ガス関係事業所やその従業者の自主保安活動を強力に支援し、高圧ガス災害の未然防止を目指したいと考えます。		
⑦高圧ガス安全ニュース	発行	年2回
大阪府をはじめ、関係機関から通知される高圧ガスに関する諸施策、高圧ガス保安法令関係の改正、事故報告、技術資料等の情報を逐次掲載する協会誌です。		
⑧その他		
高圧ガス保安協会が発行している高圧ガス保安法規集、高圧ガス保安責任者試験問題集等、購入の斡旋並びに高圧ガス保安活動促進週間のポスターの配布、斡旋を行います。		

平成25年度 講習会等開催計画一覧表

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会

No.	開催年月日	講習会等の名称	講習内容	受講対象者	講習場所
1	6月12日(水)	高圧ガス製造施設保安 検査の手引説明会	高圧ガス製造事業者は毎年1回、その施設について、大阪府又は指定保安検査機関の保安検査を受けることになっていきます。高圧ガス保安協会等の民間規格が保安検査方法として告示に規定されたことを受け、最近の保安検査の方法についての改正概要を含め、保安検査への理解を深め、円滑に実施するため、申請手続、事業者の受検体制等について、大阪府保安対策課が監修、当協会が編集・発行した「高圧ガス製造施設保安検査の手引」及び追加資料をテキストとした説明、講習。	①高圧ガス製造事業者の担当者 ②施設の工事、検査事業所の担当者 ③指定検査機関の担当者 ④上記①～③の管理者	天六マロニエ ホー ル
2	6月27日(木)	高圧ガス製造許可 申請等の手引説明会	高圧ガスを取り扱う事業所が、法で定められた規則や基準、許認可等の手続きを正しく理解して保安確保に万全を期すると共に、自主保安推進の一助とするため、大阪府保安対策課が監修、当協会が編集・発行した「高圧ガス製造許可申請等の手引」をテキストとした説明、講習。	①新規に製造、貯蔵許可申請や届け等を行う事業所の担当者 ②設備の増設、変更等を行う事業所の担当者 ③施設の工事、検査事業所の担当者 ④指定保安検査機関の担当者 ⑤上記①～④の管理者	天六マロニエ ホー ル
3	7月8日(月)	高圧ガス輸送保安講習会 【共催】 大阪熔材協同組合 近畿高圧ガス地域防災 協議会連合会	高圧ガス輸送時の事故は発生場所が不特定である上、爆発・火災といった社会的被害を生じ易いこと、更には交通事故という外的要因によって発生することが多く予見性に乏しいこと、又、近年輸送中の事故が増加していること等から、高圧ガス輸送上の法令や保安知識を身につけて事故防止を図るために、関係する法改正等を含めた講習。	①高圧ガス輸送業者の管理者 ②高圧ガス輸送車輛の乗務員 ③荷主担当者 ④販売事業者の管理者	天六マロニエ ホー ル

No.	開催年月日	講習会等の名称	講習内容	受講対象者	講習場所
4	7月11日(木)	高圧ガス製造施設完成検査の手引説明会	製造や貯蔵の許可を受けた後、施設の工事完了後に完成検査を受検するが、この完成検査を適正かつ円滑に実施するため、その申請手続き、検査基準・方法等について、大阪府保安対策課が監修、当協会が編集・発行した「高圧ガス製造施設完成検査の手引」をテキストとした説明、講習。	①製造、貯蔵許可申請を行う事業所の担当者、管理者 ②設備の増設、変更等を行う事業所の担当者、管理者 ③施設の工事、検査事業所の担当者 ④指定保安検査機関の担当者	天六マロニエホール
5	7月22日(月) 7月23日(火) (予定日)	非破壊試験技術者資格試験受験者教育訓練(UM1) (筆記(一次)試験対策)	高圧ガス設備や機器に関係の深い非破壊試験の技術者資格試験制度がJISに制定され、新たに資格試験を受験する場合に、受験資格として一定の教育訓練を受けることが必要となります。当協会が行うこの教育訓練は、JISで必要とされる訓練時間の全てを満足する設定となり、この教育訓練を受ければUM1、PD2についての資格試験(筆記)の受験申請が出来るようになります。又、更新受験の方も、試験問題等の傾向が把握でき、合格するのみに大いに役立ちます。尚、定員はUM1、PD2共、20名を予定しています。	①非破壊試験(UM1、PD2)技術者の資格試験を受験する者 ②非破壊試験(UM1、PD2)技術者資格の更新受験者。 ③施設の工事、検査事業所の担当者	㈱ダンテック 4階会議室
6	7月24日(水) 7月26日(金) (予定日)	非破壊試験技術者資格試験受験者教育訓練(PD2) (筆記(一次)試験対策)			
7	8月6日(火)	高圧ガス消費者保安講習会	高圧ガスの消費について、知識不足や誤操作等による消費事業所での事故が増加していることから、その発生未然防止、被害拡大防止を目的として、消費に関する法規制の概要や超低温ガス、LPガス、酸素及びアセチレンの性質等を知り、安全な取扱いを習得するための講習。	①高圧ガス消費事業所の従業者 ②アセチレン、LPガス、酸素等を消費する一般消費者 ③大学、工業高校の教員及び学生、研究所等の担当者	天六マロニエホール
8	9月25日(水)	高圧ガス必携講習会	高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動(輸送)、消費等の関係事業所における従業者の保安教育及び高圧ガス保安法や高圧ガスに関する基礎知識習得のため、当協会編集・発行、大阪府保安対策課監修による「高圧ガス必携」をテキストとした講習で、初めて高圧ガス関係業務に携わる方には最適な講習。尚、このテキストは日常業務の参考書としても活用できる。	①高圧ガス関係事業所の従業者(特に新入社員) ②高圧ガス販売店の販売主任者及び従業者 ③大学、工業高校の教員及び学生、研究所等の担当者 ④消防署職員	天六マロニエホール

No.	開催年月日	講習会等の名称	講習内容	受講対象者	講習場所
9	10月4日(金)	高圧ガス法令講習会	高圧ガス製造保安責任者等試験の受験準備のため、過去3年間の法令問題、解答(配布テキスト)について、例題の具体的な解説を行うと共に、高圧ガス取扱いの基本となる高圧ガス保安法令の概要についての説明も行うので、高圧ガス関係事業所従業者の保安意識の高揚に役立つ。	①高圧ガス製造保安責任者等試験の受験者 ②高圧ガス関係事業所の管理者、担当者	天六マロニエホール
10	11月11日(月) (予定日)	非破壊試験技術者資格試験受験者教育訓練(PD2) (実技(二次)試験対策)	非破壊試験技術者の資格試験(PD2)の筆記(一次)試験の合格者を対象とした実技(二次)試験の対策講習。試験に使用される測定機器やテストピース、審査内容等を踏まえた指導、アドバイスをを行うことにより二次試験突破に役立つ。尚、他団体の講習を受け、筆記(一次)試験に合格された方も受講できます。	①非破壊試験(PD2)技術者の資格試験(実技・二次試験)を受験する者	(株)ダンテック 4階会議室
11	11月20日(水)	特殊材料ガス並びにアンモニアガス保安講習会	特殊材料ガスの内、シラン等7種類の特殊高圧ガスは、特定高圧ガスとして製造、販売、貯蔵、移動、消費について規制が強化されている。又、これらのガスは毒性も非常に強く、アンモニアガスを含めてこれらガスの事故発生による地域住民への影響は多大なものであることから、事故例も含め、安全で正しい取扱いについて説明、講習する。	①毒性ガス(NH ₃)、特殊材料ガス関係事業所の管理者及び担当者 ②特殊材料ガスを扱う大学、研究所等の教員、学生及び担当者 ③消防署職員	天六マロニエホール
12	12月5日(木) (予定日)	非破壊試験技術者資格試験受験者教育訓練(UM1) (実技(二次)試験対策)	非破壊試験技術者の資格試験(UM1)の筆記(一次)試験の合格者を対象とした実技(二次)試験の対策講習。試験に使用される測定機器やテストピース、審査内容等を踏まえた指導、アドバイスをを行うことにより二次試験突破に役立つ。他団体で受講し筆記(一次)試験に合格された方も受講できます。	①非破壊試験(UM1)技術者の資格試験(実技・二次試験)を受験する者	(株)ダンテック 4階会議室

No.	開催年月日	講習会等の名称	講習内容	受講対象者	講習場所
13	平成26年 1月24日(金)	高圧ガス安全 アラカルト講習会	最近の事故原因は、設備の設計ミスや材料劣化等のハード面はもとより、日常点検の不備・誤操作等保安管理、運転管理面でのヒューマンエラーが多く見られる。これを防止するため、保安教育や防災訓練等のマンネリ化を防止創意工夫された保安教育が出来るよう、その実践例や点検方法について、大阪府保安対策課が監修し、当協会が発行した「高圧ガス安全アラカルト」をテキストとして講習する。	①高圧ガス関係事業所の管理者及び保安教育、危機管理、保安管理等の担当者 ②大学、研究所等の教員、学生及び担当者	天六マロニエ ホール
14	3月6日(木)	大臣認定試験者研修会	高圧ガス保安法では、高圧ガス設備、機器、容器及び附属品の製造や取扱いを規制しており、これらの品質保証があつてはじめて高圧ガスの製造、貯蔵、消費や移動には保安の確保が求められています。これら設備、機器(弁類、管類等)、容器の製造業者(大臣認定試験者)について品質マネジメント及び保安技術の向上を図るため、西日本地区大臣認定試験者協議会の協賛を得て研修会を開催する。	①機器、弁類、管類等の製造業者(大臣認定試験者)の担当者 ②大臣認定試験者資格の取得を予定している事業所の担当者 ③認定品使用事業所の担当者	天六マロニエ ホール
15	3月14日(金)	防災研修会 【主催】 大阪府高圧ガス地域 防災協議会	最近の高圧ガス事故発生状況と事故事例を元にその傾向及び原因と対策について研修する。	①高圧ガス関係事業所の管理者及び保安教育、危機管理、保安管理等の担当者 ②大学、研究所等の教員、学生及び担当者 ③消防署職員	天六マロニエ ホール
16	3月19日(水) (予定日)	工場見学研修会	会員事業所担当者の見聞を広め、保安技術向上の参考に資するための見学研修会。	①会員事業所の管理者、担当者	見学先は会 員の協力を 得て決定し、 案内する

合計実施予定回数 16 回
(含む大阪府高圧ガス地域防災協議会主催講習会)

収支予算書（損益）

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取入金	50,000	80,000	△ 30,000
② 受取会費			
正 会 員 会 費	16,920,000	17,480,000	△ 560,000
総 会 会 費	2,000,000	2,000,000	0
③ 事業収益			
講 習 事 業 収 益	5,500,000	5,300,000	200,000
図 書 出 版 事 業 収 益	4,000,000	4,000,000	0
団 体 事 務 受 託 収 益	2,268,000	2,400,000	△ 132,000
④ 試験部会収入	10,618,000	10,210,000	408,000
⑤ 雑収益			
受 取 利 息	2,500	2,000	500
雑 収 益	267,500	270,000	△ 2,500
経 常 収 益 計	41,626,000	41,742,000	△ 116,000
(2) 経常費用			
事業費	[31,310,000]	[32,411,000]	[△ 1,101,000]
役員・職員給料手当	10,400,000	9,600,000	800,000
臨時雇賃金	1,430,000	1,922,000	△ 492,000
退職給付費用	240,000	224,000	16,000
福利厚生費	2,128,000	1,608,000	520,000
通勤交通費	932,000	0	932,000
旅費交通費	921,000	1,698,000	△ 777,000
通信運搬費	540,000	1,180,000	△ 640,000
消耗品費	750,000	1,020,000	△ 270,000
印刷製本費	3,700,000	3,800,000	△ 100,000
光熱水料費	1,040,000	1,200,000	△ 160,000
事務所家賃	2,488,000	2,520,000	△ 32,000
賃借料	1,260,000	1,168,000	92,000
図書仕入費	200,000	200,000	0
諸謝金	500,000	500,000	0
委託費	2,871,000	3,796,000	△ 925,000
会議費	1,300,000	1,200,000	100,000
雑費	610,000	775,000	△ 165,000
管理費	[12,078,000]	[12,181,000]	[△ 103,000]
役員・職員給料手当	2,600,000	2,400,000	200,000
臨時雇賃金	190,000	500,000	△ 310,000
退職給付費用	60,000	56,000	4,000
福利厚生費	532,000	402,000	130,000
通勤交通費	233,000	0	233,000
旅費交通費	176,000	438,000	△ 262,000
通信運搬費	460,000	530,000	△ 70,000
消耗什器備品費	100,000	100,000	0
消耗品費	700,000	700,000	0
印刷製本費	200,000	250,000	△ 50,000
光熱水料費	260,000	300,000	△ 40,000
事務所家賃	622,000	630,000	△ 8,000
諸謝金	1,000,000	900,000	100,000
租税公課	650,000	450,000	200,000
負担金	45,000	175,000	△ 130,000
表彰関係費	300,000	300,000	0
会議費	200,000	200,000	0
総会費	3,500,000	3,600,000	△ 100,000
雑費	250,000	250,000	0
経 常 費 用 計	43,388,000	44,592,000	△ 1,204,000
当期経常増減額	△ 1,762,000	△ 2,850,000	1,088,000
当期一般正味財産増減額	△ 1,762,000	△ 2,850,000	1,088,000
一般正味財産期首残高	11,403,461	14,253,461	△ 2,850,000
一般正味財産期末残高	9,641,461	11,403,461	△ 1,762,000
II 正味財産期末残高	9,641,461	11,403,461	△ 1,762,000

ロ. 顧問及び相談役の委嘱

本総会前理事会において、定款第27条並びに、定款細則第19条により、下記の通り顧問及び相談役を委嘱した。

顧問（2名）	島田 耕一 氏（再）
	塚本 一成 氏（再）
相談役（1名）	皆川 勇 氏（再）